

第 13 回 筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 6 年 7 月 5 日 午後 1 時 28 分～午後 2 時 10 分

場 所 中央公民館 2 階 会議室

出 欠 者 出席者 15 名 欠席者 1 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用
権集積等促進計画について

議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（15 名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	7 番	溝口 弘之
8 番	中村 伸秀	9 番	下川 一馬
10 番	中村 勇次	11 番	城戸 孝行
12 番	井寺 知江子	13 番	下川 隆稔
14 番	成清 輝美	15 番	岡本 義照
16 番	近藤 茂		

欠席委員（1 名）

6 番	河原 努
-----	------

出席事務局職員

事務局長	井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長	中 村 敏 和

午後 1 時 28 分 開会

○事務局

はい。皆さんこんにちは。（こんにちは）第 13 回農業委員会総会を始めていききたいと思います。いつも通りに携帯電話の管理をお願いします。会長の方からご挨拶をお願いします。

○議 長

改めまして皆さんこんにちは。（こんにちは）本日は大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。只今から第 13 回の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は 6 番の河原委員が欠席でございます。

次に注意事項を申し上げます。事務局からの説明は簡潔をお願いします。議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が 1 件、議案が 6 件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には8番の中村伸秀委員、11番の城戸孝行委員にお願いします。

それでは早速、報告事項に入ります。報告事項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

でございます。

基盤法の利用権解約です。第1項を説明致します。所在富重、田5筆、面積計3,608㎡、解約事由は、耕作者変更のためでございます。こちらの解約後についてはですね、関連の11ページの8項の2の変更後にですね記載をしております。それから第2項以降については関連のページある場合は備考欄に記載をしております。説明は以上でございます。

○議長

はい。ありがとうございます。これで報告事項は終わります。次に、議案第1号を提案致します。本日はあっせん譲受候補者の登録申請ですけど本日は1件でございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。3ページになります。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

でございます。

第1項、氏名、_____さん、住所が大字水田、経営形態がイチゴ、面積26.22a 農業労働力、計3名でございます。大字水田の田、約600㎡を購入予定のため申請をされております。_____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる経営面積の要件については、あっせん基準の特例で園芸施設についてはですね施設面積が2,500㎡、25a を超える場合に該当するということになります。また、青壮年を含む2人以上の

農業従事者が居ること等の要件は満たしております。なお、____さんは認定農業者でございます。説明は以上でございます

○議 長

はい。議案第1号につきまして質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2号議案を提案します。基盤法の所有権移転で、本日は4件でございます。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。4ページになります。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在下妻、地目田2筆、面積計4,965㎡、渡人が大字下妻の____さん、受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は____円、引渡しは令和6年7月25日でございます。こちらの農地は一旦、推進機構に所有権が移転し約2か月後に購入予定者に所有権が移ることになります。その際にはまた、議案として上がって参ります。説明は以上でございます。

○議 長

はい。それでは第1項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

○委 員（3番）

はい。ちょっとよかですか。

○議 長

はい。どうぞ。

○委 員（３番）

３番の吉武です。先ほど、購入予定者と言わしかったが。それは現段階ではこの
_____さんが・・・。

○事務局

はい。そうですね。

○委 員（３番）

農地バンクであそこでできてそこから見つけらっしゃるちいうことですか。

○事務局

大体、予定はされてます。

○委 員（３番）

予定はされてる。

○事務局

間に推進機構が一枚かむちいう形ですね。元々買う予定の方が既に決まったところ
で申請が出とるんでですね。

○委 員（３番）

直接、買わしゃる人とあれじゃ・・・。

○事務局

今のところですね。

○委 員（３番）

今んところは。

○事務局

次の議案に出てきた時に今度、推進機構からその方に所有権が移るという形ですの
で。一旦、登記とかも推進機構に登記されますので。

○委 員（３番）

どれも皆だいたい予定者は決まっとなる訳ですね。

○事務局

決まったところで上がってきます。

○委 員（３番）

読みよった時に、全部機構が買うていくなら。自分達は買うてもろてよかばってん
ち思ったけんやったです。分かりました。

○事務局

また、転売というかそういった形になります。

○議 長

結び付が出来とるわけですね。では、よろしいでしょうか。

○委 員（１１番）

入っとらんとやけんで、減税とかなんかが効いてくるとっですよね。

○事務局

なんというか有利な部分とか、お金が税金じゃないですけど。登記料とかですね。そういった安くなる部分ありますので、これを利用される方もあります。

○議 長

令和７年の４月からは相対がなくなる。

○事務局

また、後で説明します。

○議 長

よろしいでしょうか。

○委 員（３番）

はい。ありがとうございます。

○議 長

他に質問は。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第１項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第２項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第２項、所在水田、地目田２筆、面積計 609 ㎡、渡人が小郡市の_____さん、受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格が総額で_____円、引渡しは令和 6 年 7 月 25 日でございます。こちらの農地もですね。先ほどと同様、推進機構に一旦所有権が移転し約 2 か月後に購入予定者に所有権が移ることになります。その際に

はまた議案に上がって参ります。説明は以上です。

○議 長

それでは、2項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

○委 員（15番）

ちょっとよかですか。農業経営基盤法の強化促進法第18条が来年、7年度の4月1日から今度、推進機構は入らんな売買してよかつかね。

○議 長

それが、なくなるということ。

○委 員（15番）

なくなる？

○議 長

それがですね。ここに農地の貸し借りとか新規の検討とかその中で、____さんが触られるか分かりませんが。もう中間管理機構に一本になる訳ですね。

○委 員（15番）

ちょっと後でよかです。

○事務局

後で中間管事業に関してはですね、近藤の方から説明をしようとしてますので。

○議 長

よろしいですか。

○委 員（15番）

はい。よかです。

○議 長

それでは、第2項につきまして承認することに賛成の方は挙手お願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項5ページですね。所在島田、地目畑1筆、田3筆、面積計3,566㎡、渡人が福岡市早良区の_____さん、受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格が総額で_____円、引渡しが令和6年7月25日でございます。こちらの農地も推進機構へ一旦所有権が移転し、2か月後に購入者に所有権が移ることになります。その際にはまた議案として上がって参ります。説明は以上です。

○議長

それでは、第3項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、所在西牟田、地目田1筆、面積、3,074㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人が大字西牟田の_____さん、利用目的は米・麦・大豆、売買価格が総額で_____円引渡しは令和6年7月25日でございます。受人の_____さんは令和5年10月にあっせん登録をされております。こちらの農地はですね5月の総会で大字西牟田の_____さんから推進機構へ所有権移転の承認を頂いた農地でございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは、第4項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第3号利用権設定及び中間管理事業にかかる集積等促進計画についてで

すけど議案第3号を提案致します。本日は3件でございます。事務局からの説明をお願いします。

○事務局

議案第3号6ページですね。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画についてでございます。

こちら中間管理事業の利用権設定は7ページまでございますけど1項を説明致します。権利種別が貸借権設定第1項、所在大字島田、地目田1筆、面積2,984㎡、利用権は賃貸借、貸人が大字島田の____さん、代表相続人、____さん、借人が農事組合法人ファーム島田、利用目的が米・麦・大豆、借賃は反当たり____円、期間は2年7か月でございます。説明が以上でございますが、第2項の皆さんから質問がありそうなので説明をしておきますけど。第2項の借賃が反当たり____円ということになってますけれども、補足説明で借人の方の百町農事組合の取り決めというがありまして、1反未満の場合は反当たり____円ということで、こちらが939㎡ですので反当たり____円ですので____円だったと思います。というような借賃ですね。反当たり____円。1反以上になると反当たり____円というような法人の取り決めがあるということでございますので今回の第2項の借賃は反当たり____円ということで間違いないということでありました。以上でございます。

○議長

それでは、議案第3号について質問のある方はお願いします。

○委員(11番)

はい。

○議長

はい。どうぞ。

○委員(11番)

11番の城戸です。今の件ですけど。基盤整備のあつとらんとこになつとですかね、そういう訳じゃない。法人の規約で10aやと____円で10a未満で____円とかそう

いう取り決め、どっち絡みなんですかね。基盤整備をやっとなんこはわりあい安か
けんですね。法人で10a 当り_____円と10a 未満_____円ち取り決めちなつとつとか。

○事務局

聞いたところでは、面積でだったと。私も間違いじゃないかということで、確認し
てくださいということでしたら面積要件でということだったです。

○委 員（11番）

どっちやろうかち思うて質問したとこやったです。

○議 長

じゃ。よろしいですかね。

○委 員（11番）

はい。

○議 長

他にございませんかね。はい。どうぞ。

○委 員（3番）

3番の吉武です。今の件ですが、うちへんも色々1,000 m²以下はいくら。土地改良
しとっても2,000 m²やったらいくら。それはなぜかという暗渠しちやつとことしてな
いとことあるわけですね。暗渠しちやる所であれば米麦大豆採れますが、暗渠しとら
んと麦と大豆は採れんですもん。米だけでちいうともう採算がですね、大した事ない
もんで。うちへんも金額に差があります。ただ、反当_____円ち思たけんで。

○事務局

私も間違いじゃないかと思ったとばってん、間違いじゃなかったです。

○議 長

そういうことで取り決めでですね、利用権の設定の金額が決まってるということで
よろしいですかね。他に何か。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第3号について承認するこ
とに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第4号基盤法による利用権設定について提案いたします。事務局の説明を

お願いします。

○事務局

それでは８ページをお願いします。

議案第４号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について

でございます。

利用権設定についてはですね１３ページまでございます。第１項を説明致します。権利種別、貸借権設定、第１項、所在大字下北島、地目田１筆、面積８１７㎡、利用権は使用貸借、貸人が大字下北島の_____さん、借人が大字下北島の_____さん、利用目的はWCS、期間は１０年間でございます。続きまして、集計の説明をさせていただきます。１４ページをお願いします。集計表の括弧書きは中間管理事業分で内数となっております。全部の合計を読み上げます。左上の総計でございます。田が１０件、面積が３７,３６２㎡、畑はございません。合計が１０件で面積が３７,３６２㎡。新規・再設定別では、新規が９件、再設定が１件、通年、期間借地別では、通年が１０件です。小作料、納入別では、金納が９件、使用貸借が１件でございます。右側の表です。貸借期間別でございます。２年が２件、３年が２件、４年が１件、５年が１件、６年が１件、１０年が３件となっております。２年の分は法人の設定期間に併せるために２年間とされているものでございます。説明は以上です。

○議長

説明も終わりましたけど、利用権設定ということで３号４号通じまして、あつまず、４号につきまして質問のある方はどうぞ。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第４号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

これがですね。ちょっと_____さんから後から説明があるということですけど、議案第３号はですね。これは、今、局長から説明もあつたとおり中間管理機構を通じて、利用権を設定するということで。議案第４号は従来の筑後市の農政課が利用権設定を

作成して、このように農業委員会に決定を求めています。そして、農業委員会が決定すれば、公告して直ぐに利用権が始まるわけです。それで、ここを見て頂くとわかるけど3号の場合はですね、利用の開始が令和6年の11月1日からになってますね。そすと、利用権の4号の利用権の開始は7月の15日からですね、開始ということになりますけど。これは要するに中間管理機構を通じてやりますと、福岡県の県知事の承認が要ということで約5か月ぐらいですね、先になるから、ここにですね、これをこの間読んでおりましたら福岡県知事から、市町村への計画の認可の権限の移譲とですね市町村から農業委員会へ事務委任が出来ますといったことになつとりますから。筑後市としてはですね、どのような考えをもっておられるかということで、後ですね、____さんの説明と一緒にですね。分かれば教えて頂きたいと思いますから。よろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○議長

それでは次に、議案第5号農地法第3条について提案致します。本日は6件ございます。第1項につきまして事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の15ページをお願いします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在前津、地目畑2筆、面積計3,723㎡、渡人、久留米市の____さん、受人が、大字一条の____さん、申請事由は離農のためでございます。作物は野菜、売買価格は総額で____円でございます。補足しますと、こちら2筆ありますけれども____の方ですね。こちらが宅地並みということで金額が高くなっておる関係で総額としては____円ということになっております。説明は以上でございます。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

8 番の中村です。只今、事務局の説明のとおりでございます。ご審議の方よろしく
お願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第 1 項について許可することに
賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第 2 項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第 2 項、契約、売買、所在溝口、地目畑 1 筆、面積 174 m²、渡人、みやま市瀬高町
の_____さん、受人が八女市立花町の_____さん、申請事由は離農のためございま
す。こちらの農地はですね、家付きの案件でございまして作物が野菜、売買価格が総
額で_____円、農地のみの価格でございます。説明は以上でございます。

○議 長

次に担当員の説明をお願いします。

○担当委員

7 番の溝口です。ここは空き家バンクを使って、一応倉庫という形で購入されてお
ります。そして、_____は野菜というかジャガイモとか米麦などを作っておられます。
審議方よろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第 2 項について許可することに
賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第 3 項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在水田、地目田1筆、面積16㎡、申請事由は規模縮小でございます。渡人は、大字常用の_____さん、受人が佐賀県鳥栖市の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。_____さんはこの農地の奥に農地を所有されておまして。今回、購入となったものでございます。作物は野菜、売買価格は総額で_____円でございます。_____さんは住所が鳥栖市ですが元々筑後市の方ですね。倉庫が近くにあるということで持っていらっしゃる奥の農地に作りに来られるということです。_____さんから別途、誓約書を頂いております、農作業への従事をですね肥培管理をして農地を放置しないとかですね。地元の方との協調するその旨の誓約書を別途、提出いただいているところでございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番の下川です。先ほどの事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長

第3項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第4項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約、売買、所在常用、地目畑1筆、面積100㎡、渡人、大字津島の_____さん、受人が大字野町の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は梅・桃、売買価格は総額_____円でございます。こちらの農地はですね、元々、農振除外が済んでいて農地転用する予定だった農地でございます。農地転用後にですね、隣接の土地所有者の方に駐車場として貸す予定だったところ、借りる方から中止の申し出であったということでですね。5条の転用ができなくなったためですね。今回、

3条の申請になったものでございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番の下川です。先ほどの事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長

第4項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第5項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約、売買、所在島田、地目田2筆、面積550㎡、渡人、福岡市早良区の____さん、受人が____、申請事由は離農のためでございます。作物はサツマイモ、売買価格は総額で____円でございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

3番の吉武です。只今の事務局の説明のとおりです。よろしくお願ひします。

○議長

第5項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第6項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約、売買、所在久富及び西牟田、地目田2筆、面積1,612㎡、渡人、愛知県日進市の_____さん、受人が大字羽犬塚の_____さん、申請事由は離農のためでございます。作物は麦・大豆、売買価格は総額_____円でございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくお願いします。

○議長

第6項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、議案第6号第5条の転用について提案致します。本日は、4件でございます。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書17ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について _____でございます。

第1項、契約、売買、所在前津、地目畑1筆、面積349㎡、渡人、前津の_____さん、同じく_____さん、_____さんの成年後見人で_____さん、各持ち分の1/3、受人は山ノ井の_____さん、申請事由は宅地建物取引業事業所用地で事務所建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページをご覧ください。_____の直ぐ北側の土地、こちら10ha以上の広がりのある農地で第1種農地、集落接続で許可可能となっております。当該農地はですね南側が実は斜面といいますか。段差がありまして被害防除としてコンクリート擁壁を設けられて、また、排水が懸念されてお

りましたが。東側に新たに太い菅を入れて流すという計画となっております。令和6年5月に農振除外が完了しております。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円、説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

4番の鶴田です。事務局の説明のとおりです。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしく申し上げます。

○議 長

第1項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在蔵数、地目畑5筆、面積合計の1,710㎡、渡人、蔵数の_____さん、島田の_____さん、蔵数の_____さん持分2/4、筑紫野市の_____さん持分1/4、蔵数の_____さん持分1/4、受人は、八女市の_____さんでございます。申請事由は特定建築条件付売買予定地8区画となっております。地図の2ページをご覧ください。場所はですね、右下に_____と書いてありますので直ぐ北側の所ですね。こちら農地はですね。広がり10ha未満の農地で第2種農地、集落接続で許可可能となります。_____さんは他の転用事業で過半以上の実績があり申請可能との筑後農林事務所の担当者から伺っております。土地の価格は総額_____円坪単価の約_____円となっております。一帯利用地がこちら緑で書いている所が山林となっております。426㎡ですね。これを一体利用地としてされるというところでございます。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

11番の城戸です。これ、8区画ということで森林426㎡を含めたところで開発ということになっております。ご審議方よろしくお願いします。

○議長

第2項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書18ページをご覧ください。第3項、契約、賃貸借、所在久富、地目畑1筆、面積397㎡、貸人、久富の_____さん、借人は久留米市国分町の_____さん、申請事由は、_____建設でございます。場所の確認をお願いします。地図の3ページです。久富の右側が赤くなっている所が_____の敷地でございます。その西側の所になっております。こちら緑色の所は一体利用地で宅地の部分ですね。そもそもこちらの登記地目は雑種地なんですけど。うちの農地基本台帳には、畑と登録、課税上も畑ですので今回、転用が必要というところがございます。こちらはですね。備考欄に書いておりますが用途地域の変更がありましたものですから用途地域に変更になりまして第3種農地。原則許可となります。ちなみに賃貸借の期間は30年間。こちらの隣の_____敷地も_____さん所有となっております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

11番の城戸です。ここだけ残ったけんで。なんで_____で一緒に駐車場で借さんやかち思ったらその後に、この間ちょっと私が通った時に井戸ば掘りよったとですよ。一日で終わったごたるばってんですね。そのあくる日にこれ申請ば持って来らはったけんですね。井戸ば掘りよったとばいなち思たけんですね。後は説明どおりです。ご審議方よろしくお願いします。

○議 長

第3項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第4項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約、売買、所在水田、地目畑1筆、面積55㎡、渡人は水田の_____さん、受人は野町の_____さん、申請事由は個人住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。_____の信号から西の方に行った所になります。奥のちょっと見づらいんですけど。緑が既に宅地でございます。右側のちょっと残っている所に農地が残っておりましたので、そちらの方一体利用地としてここに併せて建てられるというところでございます。土地の価格は宅地も合わせて_____円、坪単価の_____円でございます。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

13番の下川です。只今、事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしく願います。

○議 長

第4項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第13回の農業委員会を閉会したいと思います。引き続き協議、報告事項に入ります。

午後 2 時 10 分 閉会